

令和7年度 合併処理浄化槽設置事業補助金の概要

- 対象者の条件**
- ①補助対象施設が設置された建築物に継続的に居住または実績報告書提出時までに居住しようとする人
 - ②市税（木更津市）を滞納していない人
 - ③浄化槽の設置届審査又は建築確認を受けた人
 - ④住宅等を借りている場合には、貸主の承諾を得た人

対象地域 下水道事業計画区域を除く木更津市内全域

対象建築物 一般住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍、店舗等併用住宅
(店舗又は、事業所のみの場合は、対象になりません。)

申請の受付期間 令和7年4月1日～令和8年1月30日
随時受付：午前8：30～午後5：15 土・日・祝日及び年末年始を除く)

***ただし、予定額（予算の範囲内）に達した時点で受付終了となります。**

申請方法 「木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて資源循環推進課へ提出してください。(郵送不可)
<申請者（及び共有者）の「木更津市税完納証明書」（市外からの転入等で、木更津市税を課税されていない場合は、これを証する書類）の添付も必要です。>

補助金の額

人槽の区分 型式	新規設置 (※1)	単独転換 (※2)	汲取転換 (※3)
	補助限度額(円)		
5～10 人槽 (N10型)	474,000	654,000	574,000
5～10 人槽 (N20型)		540,000	460,000
11 人槽以上	補助金はできません		

※1 新規設置

高度型合併浄化槽【N10型・P型】のみ補助対象（N20型、通常型合併浄化槽は補助対象外）

※2 単独転換（現に使用中の単独浄化槽を合併浄化槽に付け替える）

高度型合併浄化槽【N20型（N10型）・P型】のみ補助対象（通常型合併浄化槽は補助対象外）

※3 汲取転換（現に使用中の汲み取り便所を合併浄化槽に付け替える）

高度型合併浄化槽【N20型（N10型）・P型】のみ補助対象（通常型合併浄化槽は補助対象外）

※4 単独転換、汲取転換は、建築物の新築または増・改築等を伴わず付け替えた場合です。

床面積の変更等、建築確認を伴うものについては、新規設置の扱いとなります。

高度型合併浄化槽については、メーカー、施工業者へ確認してください。

**(注) 今年度の浄化槽工事で、木更津市の補助金交付決定通知以降に工事着工したもの、そして、令和8年3月15日までに完成するものが補助対象です。
木更津市の補助金交付決定通知の前に工事着工すると、補助が受けられませんのでご注意ください。**

※ 実績報告書の提出の際、居住者全員の住民票をご提出ください。

【お問い合わせ先】 木更津市 環境部 資源循環推進課（木更津市クリーンセンター内）
電話：36-11133

(注意事項)

※ この注意事項をよく読んで、ご承諾の上、お申し込みください

なお、申し込み受付後は、一切の異議申し立て等を受け付けませんのでご了承ください。

- 申請者とは、合併処理浄化槽補助金を受けようとする者を言います。(ただし、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に規定された条件を満たした者であること。)
- 申請者本人以外の者(同居の家族等も含む。)が申請する場合は、必ず、委任状を添付するものとします。委任状は、申請者の自筆・押印とします。
- 申請書を受付後、審査を行い、要件を満たしていない場合等は、補助金を受けることはできません。(申請者には、その旨通知いたします)
- 申請にあたっては、別紙「合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請にあたっての注意事項」をよく読んで、申請してください。(不明な点等ありましたら、お問い合わせください。)

【補助対象建築物】 木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第4条
次に掲げる建築物について補助金を交付します。

- ① 住宅
- ② 共同住宅
- ③ 下宿・寄宿舎
- ④ 店舗等併用住宅

【補助対象地域】 木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第5条
市内全域を補助対象地域としますが、次に掲げる区域を除きます。

- ① 下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域
(以下「下水道事業計画区域」といいます。)

【補助対象者】 木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条

補助対象地域において補助対象施設が設置された建築物に継続的に居住もしくは実績報告書提出時までには居住しようとする者に補助金を交付しますが、
次の者については、補助金を交付しません。

- ① 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- ② 住宅等を借りている場合にあっては、貸主の承認がとれない者
- ③ 建売業者が販売する目的で合併処理浄化槽付建築物を建築する場合
ただし、建売業者から合併処理浄化槽付建築物を取得する者は補助対象
- ④ **市税を滞納している者**

※ 新規設置、単独転換、汲取転換については、高度型の合併処理浄化槽のみ 補助対象となります。
(通常型合併処理浄化槽は補助対象外です。)

(注) 高度型とは次の機能等を有する合併処理浄化槽をさします。

- ①新規設置 : 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が10ミリグラム/リットル以下又は総磷濃度が1ミリグラム/リットル以下の機能を有するもの
- ②単独転換・汲取転換 : 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が20(10)ミリグラム/リットル以下又は総磷濃度が1ミリグラム/リットル以下の機能を有するもの

【参考】合併処理浄化槽とは？

(木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱 第2条 一部抜粋)

処理対象人員が10人以下のし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。)に適合する機能を有するもの及び処理対象人員が10人を超えるし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。